

# あがの民商ニュース

## 9時受付開始



- 日時 3月13日(水)
- 場所 水原公民館 大講堂

- 所得税・市県民税の申告は 3月15日まで
  - 消費税及び地方消費税の申告は4月1日まで
- 印鑑の押し忘れはないでしょうか確認を!**

### 請願署名「衆議院議長・参院議長」へ提出

2月6日に開催された全国中小業者決起大会で国会議員要請行動行い、黒岩たかひろ衆議院議員事務所に「消費税10%中止を求める請願」を受け取っていただきました。

3月に入り黒岩たかひろ衆議院議員事務所からメールで請願署名を提出したと連絡がありました。

### 家族で節税申告の見直しを!

申告相談で、所得が少なく、子供等の扶養控除の対象になる方が今年も多くあります。子供や孫の源泉徴収票を持参してきてもらい還付申告をし、数千円〜十数万円の還付。所得税の税率が高い方ほど控除が増えると還付額が大きいです。

また笹神支部と農民連との申告相談会では、住宅借入金控除の手続きを行っていない方が、遡って更正の請求をすることになりました。



阿賀野民主商工会  
阿賀野市南安野町一・三八  
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1692

商売くらしに役立つ!  
全国  
商工新聞  
月/500円

### 青色申告を検討の方へ

平成31年から青色申告にする方は、3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出する必要があります。

- 青色申告で専従者に給与を出すためには「青色専従者給与に関する届出書」を3月15日までに税務署に提出しなければなりません。(その年の1月16日以後に開業した人や新たに専従者がいることとなった人は、その開業の日や専従者がいることとなった日から2か月以内に税務署に提出)

- 青色申告では届出をすることで専従者給与を経費に算入することができますが、白色申告では専従者控除となり、次のいずれか低い法の額が控除となります。

- ① 「配偶者で86万円」(配偶者以外は50万円)
- ② (その年の事業所得+不動産所得+山林所得) / (専従者の数+1)

平成32年分から青色申告特別控除額が55万円に変更。e-taxによる申告または電子帳簿保存を行うと65万円の控除となります。

### 3・13準備について

3月9日(土)午前中は民商で各団体を集団申告の準備を行います。プラカード等を作成します。手の空いている方お手伝いに来てください。

申告相談は土曜の午前中は行いません。

### 婦人部 2月小物作り

- 日時 3月14日(木)  
3月28日(木)  
午後1時30分~
- 参加費 1,000円/月  
はじめての方大歓迎です!  
是非参加を!



### 集団検診の日程きまる

下越病院より土曜の集団検診の連絡がありました。

今年は**6月15日(土)**です。  
**申込みは6名まで**(内2名申込あり)

